

JGAP家畜・畜産物 2017 に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)	
	管理点 番号	レベル	管 理 点			対 応	管理点番号
1-①	1.3 3.4 4.2	努力 努力 努力	農場管理の仕組みの文書化 計画と実績の比較 食品安全上および家畜衛生 上の危害要因の評価	NPO 法人 関係者	計画も重要であるが、実効性、実施の見直しも同等に重要である ので、1.3、3.4 及び 4.2 のレベルを「必須」とすること	①管理点 1.3 は「必須」に修正した。 ②管理点 3.4 は、GAP の副次的な効果である生産性に焦 点を当てたものであり、「努力」のままとした。 ③管理点 4.2 は「必須」に修正した。	1.3 3.4 6.2(食品安 全上及び家 畜衛生上の 危害要因の 評価)
1-②	5	必須	アニマルウェルフェア	同上	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」には、輸送 が含まれないため、別途輸送についての項目を作成し、「必須」にす るとともに、下記を明記すること。 ・搬入から輸送までの時間が8時間以内であること。 ・豚、牛の場合は、農場主が運搬を行うこと。 ・鶏の場合は認定された運搬業者により行われていること。 ・積載前の動物の状態、輸送の際の檻またはコンテナを確認するこ と。 ・上記を文書で確認、記録すること。	①管理点 5 については、5.1 の後に 5.2「家畜の輸送」とし て下記の適合基準(レベルは「必須」)を追記した。 「家畜の輸送に当っては、アニマルウェルフェアに配慮 するとともに、家畜の衛生管理ならびに安全の保持 および家畜による事故の防止に努めている。」 ②上記管理点の「取組み例・備考欄」に下記を記載した。 『家畜の輸送を外部委託している場合は、管理点 9.1 の「外部委託管理」を遵守している。』	7(アニマル ウェルフェア)
1-③	5	必須	アニマルウェルフェア	同上	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」には、と畜 が含まれないため、別途と畜についての項目を作成し、「必須」にする とともに、下記を明記すること。 ・と畜場から生産者に対し、皮膚の病変のグレードや内臓の肺のグレ ードや情報をフィードバックするシステムがあること。 ・到着時の羽や足、死亡鶏の数について、各鶏舎又は群れごとにと殺 場から生産者に対するフィードバックシステムがあること ・死亡鶏は 0.5%以下、足のダメージは 1.5%以下、羽のダメージは 0.2%以下であること。 ・死体評価に基づいた非難のレベルと偏差に基づいた生産者のため のアクションプランについてと殺場から生産者へのフィードバックシ ステムがあること。	本管理点は、農場段階における適合基準を定めたもので あり、「と畜」に関する事項は、本基準書の適用範囲には 含まれない。	7(アニマル ウェルフェア)
1-④	5	必須	アニマルウェルフェア	同上	日本の農場での過密飼育は年々悪化しており、またケージやクレート 飼育における拘束飼育(体と同じ細いサイズを設定し、全く身動きをと れなくする)の状況も悪化し、農場主がアニマルウェルフェアに反して いると認識していないため、動物(体重別)の飼養密度およびケージ またはクレートサイズの最低基準値を明記すること。数値は GlobalGA Pに準拠すること。	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指 針」は、180 の国と地域が加盟している国際獣疫事務局 (OIE)のアニマルウェルフェアに関する規則(コード)に準 拠して作成されている。	7(アニマル ウェルフェア)

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)		
	管理点 番号	レベル	管理点			対 応	管理点番号	
1-⑤	5	必須	アニマルウェルフェア	同上	鶏の顔の位置で測定された空気中のアンモニア濃度の最高値は GlobalGAP に準拠すること。 二酸化炭素濃度の最低値を明記し、数値は GlobalGAP に準拠すること。 空気の状態の測定および管理は、アニマルウェルフェアだけでなく、従業員の健康管理にもつながる。		ブロイラーの OIE コードでは、「新鮮な空気を供給し、二酸化炭素、アンモニア、塵埃及び過剰な水分含量のような廃ガスを環境中から除外するため、常に適切に換気を行う必要がある。鶏の背の高さにおいて、アンモニア濃度が 25ppm を日常的に超えてはならない」とされており、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」の内容も OIE コードに準拠して作成されている。	7(アニマルウェルフェア)
1-⑥	5	必須	アニマルウェルフェア	同上	一人の管理者が膨大な数の動物を管理する現代の畜産業において行動エンリッチメントは難しいものの、日中の多くを動き続ける動物を飼養するうえで、掘る、噛む、つつく等の目新しく気を紛らわせるための環境エンリッチメントを行わなくてはならないことを明記すること。	(前記1-④に同じ。)		7(アニマルウェルフェア)
1-⑦	5	必須	アニマルウェルフェア	同上	動物に対する暴力的な行為は、アニマルウェルフェアを著しく低下させ、消費者を裏切る行為であるため、動物を淘汰する方法(安楽殺)および淘汰方法についてトレーニングされた人員を配置することを明記すること。	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」では、安楽死(殺処分)について「動物の殺処分に関する指針」に準じて行うこととされている。 また、アニマルウェルフェア等に責任を有する者として飼養管理の責任者を設置することとしている。		7(アニマルウェルフェア)
1-⑧	5	必須	アニマルウェルフェア	同上	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」は、アニマルウェルフェアの基礎的なことのみが記載され、現在の日本の畜産では難しいと考えられる GlobalGAP に則した数値規定はない。基礎的な最低限の基準であるこのチェックリスト(附属書 I)に「いいえ」が見つかることを想定すべきではなく、チェックリストの全項目が「はい」であり、その状態を「継続している」とすること。	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を活用して飼養環境の改善に取り組んでいくこととしており、チェックリストによるチェックは、農場における取組が適正に実施されているかどうかを第三者機関の審査員が審査する仕組みとしている。		7(アニマルウェルフェア)
1-⑨	17.2	重要	抗菌性物質の慎重使用	同上	欧米では抗菌剤の成長促進目的での使用は禁止され、さらに予防目的でも禁止となりつつある。 日本も 2050 年には 1000 万人が薬剤耐性菌により死亡するというレポート等の薬剤耐性の問題を重視し、JGAP で認証する際は、予防目的での使用も廃止することを促進するべきである。	家畜を飼養する際には、飼養環境を整え、家畜の健康を維持するとともに、ワクチン等を使って、感染症の発生を予防することにより、なるべく抗菌剤の使用機会を減らしていくことが重要である。 動物用抗菌剤は、獣医師による診察及び指示に基づき、適切に使用することになっている。抗菌剤については、慎重使用の徹底が求められており、原則治療目的に使用すべきと指導されている。 また、抗菌性飼料添加物については、人の医療に悪影響を及ぼすものの使用は認めないこととされており、成分ごとに動物種、飼育ステージ、使用量等の基準が定められており、その基準に従って適切に使用されている。 さらに、家畜の薬剤耐性菌が畜産物を介して人に伝播し、人の医療に及ぼす影響について、食品安全委員会がリスク評価を実施し、評価結果に応じて、リスク管理措置が講	17.2 17.4	

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)		
	管理点 番号	レベル	管理点			対 応	管理点番号	
							じられて、適正に使用されることになっている。 以上のことを踏まえ、管理点 17.2 を「必須」に修正するとともに、管理点 17.4「ワクチン接種」についても「必須」に修正した。	
2-①	5	必須	アニマルウェルフェア	獣医師 (農場 HACCP 指導員)	畜産技術協会のチェックリストは現状を追認したレベルで、現場の対応はそれほど困難ではない。消費者も社会的にも議論のない国内において、生産現場でも実現可能なレベルということに視点が置いてあり、欧米ですでに法令で禁止されている採卵鶏のバタリーや母豚のストール飼育が容認されている。 国内に配慮したチェックリストをそのまま認証基準に採用したときに、輸出に際して欧米で受け入れてもらえるのか疑問である。 その他、国内でも既に対応が始まっていると畜場における取扱いと輸送に関する事項がチェックリストには記載されていない。		「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」は、180 の国と地域が加盟している国際獣疫事務局(OIE)のアニマルウェルフェアに関する規則(コード)に準拠して作成されている。 なお、「と畜場における取扱い」については、前記1-③のとおりであり、また、「輸送」に関することについては、前記1-②のとおりである。	7(アニマル ウェルフェ ア)
2-②	4.2.1④	努力	食品安全上および家畜衛生上の危害要因の抽出 ④獣医師の指示に基づいたものではない要指示医薬品の投薬	同上	「獣医師の指示に基づいたものではない要指示医薬品の投薬」は法令違反であるので、危害要因には違いないが、法令違反を抽出する事項として明記するのは適当ではなく、ルール違反の項目で取り扱う事柄である。		(前記1-①-③に同じ。)	6.2.1(食 品 安全上およ び家畜衛生 上の危害要 因の抽出)
2-③	10.1.4	必須	導入家畜の受入れ	同上	肉用牛の大半、搾乳牛の過半、豚のごく一部は市場導入している。 JGAP 認証及び日本 GAP 協会が認める認証を取得した子牛生産農家とホルスタイン初妊牛生産農家は存在しないし、別途定めるガイドラインがどのようなものであるにしろ、不特定多数の小規模の市場出荷者から証明書をもらうことは不可能である。 疾病のない健康な家畜を飼育するために導入家畜に証明書を求めるのは必要である。 いま、牛の世界で苦慮している問題に牛白血病がある。肉用牛の3割、乳用牛の4割が感染していると言われ、家畜市場においても上場家畜に白血病の陰性照明をつけているところはなく、上記の割合で感染牛が流通していると思われる。 導入家畜の受け入れに際して求める証明書の中に、当然白血病陰性の項目を明記することになるであろうから、この点についてもクリアすることは極めて困難である。 したがって、この項目は削除するとともに、輸入家畜の検疫のように、購入後に一定期間隔離観察することとする。		「導入家畜の受入れ」に関し、家畜の導入時は一定の隔離観察期間が必要なことから、導入家畜が JGAP 認証農場または日本 GAP 協会が認める認証を取得した農場由来でない場合の要件として「導入日から起算して 21 日間(家畜伝染病予防法第 14 条第 3 項に定められている期間)、当該家畜の飼養管理を継続したことが分かる記録がある」旨を明記した。	12.4(導入 家畜の受入 れ)
3-①	5	必須	アニマルウェルフェア	個人	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」には、輸送が含まれていないので、輸送に対する配慮が消費者には分からない。どんなに農場主がアニマルウェルフェアに配慮していても、輸送		(前記1-②に同じ。)	7(アニマル ウェルフェ ア)

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)	
	管理点 番号	レベル	管理点			対 応	管理点番号
					に携わる業者が別の者であれば、別途調査報告が必要になると思う。家畜の輸送の際、故意に蹴ったり、必要でないときにスタンガンを当てたりする現場を見たことがあるので、このような調査はアニマルウェルフェアの観点からみても必要である。		
3-②	5	必須	アニマルウェルフェア	同上	家畜に対するアニマルウェルフェアは、家畜の命が尽きるまでその範囲であると思うが、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」には、と畜が含まれていない。 このため、と畜に関する次の項目を作成し、「必須」とする。 ・運ばれてきた家畜の個体それぞれの健康状態を確認し、目視でも確認できる不健康(出血、怪我、歩行不全等)を発見した際、苦痛を長引かせないように速やかにと畜を行うよう配慮する。 ・適切な気絶処理(スタンピング)を行う。	(前記1-③に同じ。)	7(アニマルウェルフェア)
3-③	11.8	重要	作業員への教育訓練	同上	「作業員への教育訓練」は「重要」ではなく、「必須」レベルにすべきである。	管理点レベル「重要」項目は、当該項目全体の95%以上の適合が求められるものであり、本管理点のレベルは、これで十分なものと判断した。 なお、本管理点は、JGAPのほかの基準書においても「重要」のレベルに位置づけている。	13.8(作業員への教育訓練)
4-①	—	—	文言の表記や定義について	JGAP 審査員	①表記について; 「農産物」か、「農畜産物」か、それとも「農畜産物・家畜」か、あるいは「家畜・畜産物」か?	本基準書は、「家畜・畜産物」としている。 なお、本基準書の7頁、用語の定義中、「た-2)畜産物」は、「JGAPでは、生乳および鶏卵をいう。」に修正した。 また、「な-3)農場」の定義中「農畜産物」は、「家畜・畜産物」に修正した。	
4-②	—	—	同 上	同上	②「農場」の定義について; 農場については、3つの要素が列記されているが、これらはすべてを満たす必要があるか? 委託(受託)する場合もあるはずで、おそらく一つでも満たせば「農場」とみなす、ということと思われる。	農場は、基本的に3つの要件、すなわち家畜・畜産物の生産を実施し、所有権を保有し、一体的な管理体制をもつ経営体としている。 したがって、委託(受託)のみの実施は、JGAPにおいては、農場の範疇に含めていない。	
4-③	—	—	同 上	同上	③「食肉」の定義について 「食肉」は、おそらく、屠殺もしくは枝肉の状態(食鳥では中抜き)は「食肉」ではないのであろう。部位ごとに解体されたものを指すのかと思う。また、可食副産物は、対象外なのであろう。	上記①に関連し、農場における飼養・生産段階で食肉になることはあり得ないので、食肉及び可食副産物、食肉処理施設は、JGAP 基準書の適用範囲に含まれない。 なお、「畜産物取扱い施設」の定義を「用語の定義」に記載した。	
4-④	—	—	同 上	同上	④「畜産物取扱い施設」の定義について; 「畜産物取扱い施設」と畜場は含まれるか?と畜場には、家畜(家禽)から得られた食肉の所有権があり、それを生産する場所であると思うが。 ただ、基準書案においての目的はもう少し大局のものと想像されるので、端的にはと畜場法に関する範疇は除外すると明記してはどうか?	「畜産物取扱い施設」の定義を「用語の定義」に記載した。 なお、「畜産物取扱い施設」とは、農場内における施設(搾乳施設、集卵所等)をいい、と畜場は含まれない。	

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)	
	管理点 番号	レベル	管 理 点			対 応	管理点番号
5-①	1.3	努力	農場管理の仕組みの文書化	個人	管理の仕組みの文書化が「努力」となっているが、これを「必須」とすべきである。	(前記1-①に同じ。)	1.3
5-②	3.4	努力	計画と実績の比較	同上	「3.1 商品の生産計画」が「必須」となっているのに、「3.4 計画と実績の比較」が「努力」になっている。3.4 は「必須」とすべきである(どんな業務でも当たり前だと思う)。	(前記1-①に同じ。)	3.4
5-③	4.2	努力	食品安全上及び家畜衛生上の危害要因の評価	同上	「4.2 食品安全上及び家畜衛生上の危害要因の評価」は、「必須」とすべきである。	(前記1-①に同じ。)	6.2(食品安全上及び家畜衛生上の危害要因の評価)
5-④	5	必須	アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に基づいた対応	同上	「附属書Ⅰ アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に関するチェックリスト」によるチェックが自己評価のようであるが、チェックリストに基づくチェックは、消費者側が抜き打ちで行うべきである。	(前記1-⑧に同じ。)	7(アニマルウェルフェア)
5-⑤	—	—	その他	同上	畜産物部会の委員が生産者で構成されているが、委員の半数は消費者とすべきである。	同じ畜産であっても畜種(乳用牛、肉用牛、養豚、採卵鶏及び肉用鶏)や農場の規模等によって生産工程について様々な形態がある特殊事情を考慮し、それぞれの畜種別に生産分野、流通分野、家畜衛生分野及び学識経験者で構成したものである。 また、様々な関係者の意見を検討するために今回、パブリックコメントを実施したところである。	
6	5	必須	アニマルウェルフェア	個人	必須項目として「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応が行われているかについて、チェックリスト(附属書Ⅰ)を活用して、飼養環境の改善に取り組んでいる」と書かれているが、チェックリストを「活用」するだけでは、実際に改善に取り組んでいるかどうかの判断基準にならないことが問題である。 したがって、『チェックリストの80%が「はい」となっていること』というように、数値を設けるべきである。	(前記1-⑧に同じ。)	7(アニマルウェルフェア)
7-①	—	—	共通事項 (評価手法について)	県行政 機関	適合基準として「重要項目は95%以上適合を求めているが、項目内容に対する個々の達成度を要求しているのか、100%達成項目数の割合を95%以上にしよう求めているのか確認したい。(0 または100%評価は簡単だが、5%不適合の評価手法がイメージできない。5%不適合と判断する手法の説明項目を設けて欲しい。)	JGAP 基準書における管理点レベルのうち、「重要」としている項目については、適合基準を100%満たしているものの割合が「重要」としている全項目の95%以上であることを要求している。 なお、JGAP 審査における不適合の判断は、JGAP 基準書の管理点全体について適合基準を満たしているかどうかの基本となる。(本書の利用方法で説明している。)	
7-②	—	—	用語の定義と説明 「た-9:努力項目」	同上	努力項目は認証に影響しないとされているが、極論、全て未実施でも是として良いのか。一定の達成目標が必要ではないか。 最低達成基準の数値化または認証時の評価の必須項目としての「付帯評価」扱いを検討して欲しい。	「努力項目」は、用語の定義でも示しているように、「認証には影響しないが、理想的な農場管理のために積極的に取り組むことが望まれる管理点」としている。	

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)	
	管理点 番号	レベル	管理点			対 応	管理点番号
7-③	—	—	共通事項 (該当項目なし)	同上	管理点は個々で読むと非常に分かりやすいが、それぞれがどのように干涉し合うのか、イメージが湧いてこず、取り組み農場への説明の時うまく伝わるか不安がある。 取り組みの全体像をイメージできるフロー図(または系統図)のような視覚で理解できる工夫をして欲しい。(既存のものがあれば紹介して欲しい。)	指摘のあった事項については、今後の検討課題とした。	
8-①	18	重要	施設の管理	県行政 機関	本項目を含め「管理点と適合基準」案の中に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」第3条で規定されている家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備に関する基準の遵守義務に相当する内容が位置づけられていない。 JGAPの認証を受ける畜産経営は、我が国の畜産生産者の規範となるものと言えることから、家畜排せつ物の処理・管理の適正化に係る法律の遵守は「必須」である。 したがって、18.3の前に、必須レベルの管理点として「家畜排せつ物処理施設の構造」を追加し、適合基準として以下の2項目を位置づける。 ①固形状の家畜排せつ物の処理施設は、床は不浸透性の材質であり、適当な覆い及び側壁が設けられている。 ②液状の家畜排せつ物の処理施設は、不浸透性の材質で築造した貯留槽となっている。 ※なお、レベルに関して、前記法律の施行規則第1条第2項を踏まえて、牛及び馬にあつては10頭未満、豚にあつては100頭未満、鶏にあつては2千羽未満の畜産業を営むものについては、「努力」とする。	管理点 18.3 の「堆肥保管施設」については、これを「家畜排せつ物の管理施設」に改めるとともに、その適合基準として「家畜排せつ物の管理施設の要件」を定めた。	18.3
8-②	21.1～ 21.3	必須 又は 重要	廃棄物の管理	同上	本項目を含め「管理点と適合基準」案の中に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」第3条で規定されている家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備に関する基準の遵守義務に相当する内容が位置づけられていない。 JGAPの認証を受ける畜産経営は、我が国の畜産生産者の規範となるものと言えることから、家畜排せつ物の処理・管理の適正化に係る法律の遵守は「必須」である。 このため、21.3の前に、必須レベルの管理点として「家畜排せつ物の管理の方法」を追加し、適合基準として以下の3項目を位置づける。 ①家畜排せつ物は、家畜排せつ物の処理又は保管施設において管理している。 ②家畜排せつ物の処理又は保管施設を定期的に点検し、床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは遅滞なく修繕している。	管理点 21.1及び21.2に関し、家畜排せつ物及び敷料を除く廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関わる事項であり、管理点 21.3 は「水質汚濁防止法」に関わる事項である。 一方、「家畜排せつ物の管理の適正及び利用の促進に関する法律」に係る家畜の排せつ物の管理に関する事項については、管理点 21.1 の「廃棄物の保管・処理」の取組例・備考欄に②として家畜排せつ物の発生量、散布量、譲渡数量等の記録付けを掲げた。 なお、廃棄物のみを対象とした管理点ではないことから「廃棄物等」と改めた。	21.1(廃棄物の保管・処理)

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)	
	管理点 番号	レベル	管 理 点			対 応	管理点番号
					③家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量を記録している。 ※なお、レベルに関して、前記法律の施行規則第1条第2項を踏まえて、牛及び馬にあつては10頭未満、豚にあつては100頭未満、鶏にあつては2千羽未満の畜産業を営むものについては「努力」とする。		
8-③	22.2	重要	地域内の循環を考慮した農業の実践	同上	適合基準の「②畜舎や畜産物取扱い施設で発生した家畜排せつ物をたい肥として利用する場合、地域内で優先的に利用している。」についてレベルを「重要」としているが、規模の大きな畜産経営ではたい肥を市町村内で処理しきれないため、広域流通させている事例が多い。たい肥を地域内で優先的に利用することについて95%適合が求められる「重要」に区分するのは、いささか厳しすぎると考える。したがって、レベルを「努力」に変更するか、または②を「畜舎や畜産物取扱い施設で発生した家畜排せつ物をたい肥として利用する場合、地域内の利用促進に努めている。」に修正する。	たい肥の利用については、地域によって種々の事情があると考えられることから、管理点22.2の適合基準の②を次のように修正した。 「②畜舎や畜産物取扱い施設で発生した家畜排せつ物をたい肥として利用する場合、地域内の利用促進に努めている。」	22.2
9	5	必須	アニマルウェルフェア	大学教員	日本のアニマルウェルフェアは、他の先進国に比べてかなり遅れているという批判がある。JGAP畜産物の策定にあたって、国内の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼育管理指針」に準拠しては、世界水準にはるかに及ばず、問題である。 このため、「5. アニマルウェルフェア」については、Global GAP. Livestock Certification の各基準に準拠すべきである。	(前記1-④に同じ。)	7(アニマルウェルフェア)
10	4.2~4.5	努力	食品安全上および家畜衛生上の危害要因の評価、抽出、対策・ルール・手順の決定、実施、実施記録、検証	大学教員 (JGAP指導員)	JGAPが優れている点は、農場管理の全般にわたってリスク管理を行うことなので、「4. 生産工程におけるリスク管理」は、とくに重要である。ところが管理点4.2から4.5は努力項目となっていて、認証には影響しない。これでは「農畜産物・家畜の販売において供給者としての信頼性を表現する基準」(JGAPの理念)にはなりえないのではないかと。特に「4.2.1 食品安全上および家畜衛生上の危害要因の抽出」で、必ず抽出しなければならないことになっている事項のうち、「③乳房炎等による廃棄乳や異常卵の混入」に関しては、リスクが大きい事項であるにもかかわらず、他に該当する管理点が見当たらない。 この点にあわせて「畜産物取扱い工程」は食品安全上、特に重点的に管理すべき工程であるが、この工程に関する管理点が非常に少ない(例えば、「5.1 アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼育管理指針に基づいた対応」、「6.1 食品防御」、「18.1 有害生物への対応」、「18.2 生乳処理室の床」、「19.1 機械・設備及び運搬車両の点検・整備・清掃・保管」、「19.2 検査機器・測定機器・選別装置及びその標準的管理」など)。	管理点4.2~4.4を「必須」とし、食品安全上および家畜衛生上の危害要因の評価に基づく対策・ルール・手順の決定とその実施を通じ、食品安全の面を強化することとした。	6.2~6.5 (食品安全上および家畜衛生上の危害要因の評価、抽出、対策・ルール・手順の決定、実施、実施記録、検証)

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)	
	管理点 番号	レベル	管理点			対 応	管理点番号
					以上のことから、管理点 4.2～4.5 を「必須」若しくは「重要」とする。すくなくとも管理点 4.2 および 4.2.1 は「必須」とする。 さらに可能であれば、畜産物取扱い工程に関する管理点を追加して補強する。		
11-①	5	必須	アニマルウェルフェア	獣医師 (農場 HACCP 審査員)	アニマルウェルフェアについては、日本では動物愛護法があるが、海外とはだいぶ考え方に違いがあり、JGAP と GlobalGAP との違いが問題となる可能性があるため、このチェックリストが良いのかどうかもう少し議論すべきである。	(前記1-④に同じ。)	7(アニマル ウェルフェ ア)
11-②	10.1.4	必須	導入家畜の受入れ	同上	導入素畜に関し、現在の流通では、その治療歴等の情報がすべて伝わっているわけではなく、法令による義務でもないため、その記録を得ることは不可能である。	(前記2-③に同じ。) なお、管理点 10.1.4 の適合基準では、治療歴等の記録を求めてはいない。	12.4(導入 家畜の受入 れ)
11-③	15.1	必須	飼養衛生管理基準の遵守	同上	飼養衛生管理基準を順守することは、JGAP 以前に必要である。家畜保健衛生所が年1回程度畜産農場を巡回しているが、飼養衛生管理基準を守っているというお墨付きを農家に文書で交付しているわけではないので、JGAP ではどのようにして飼養衛生管理基準の順守を公に確認するのか。 また、飼養衛生管理基準は、家畜伝染病予防法による法的な規制であり、その順守は義務であり、違反には罰則もある。JGAP とは明確に区別すべきである。	飼養衛生管理基準の遵守状況については、現地審査時に農場からの聴き取り等によって確認することになっている。 また、飼養衛生管理基準は、法定事項とされていることから、「必須」の管理点とし、審査時においては、これを確認することが必要であると考えている。	4.1(飼養衛 生管理基準 の遵守)
11-④	15.2	必須	管理獣医師等の健康管理指導	同上	JGAP には用語として管理獣医師が記載されているが、日本の法令には管理獣医師の定義はない。JGAP において管理獣医師を必須とするのであれば、その定義や基準、例えば月1回以上訪問し、自筆文書を残すとか、管理獣医師は産業動物診療獣医師で各畜種の学会や研究会に所属しているとか、農場に往診して薬剤を獣医師が使用したり、あるいは農家に使用させる場合には農家の記録ではなく、獣医師が自筆文書を必ず農場に残すとか、農家が勝手に農場に置いてある薬を使わない等の基準を示すべきである。	JGAP 家畜・畜産物では、「管理獣医師」のみを対象とした適合基準を定めていない。 なお、「管理獣医師」という用語は、法定用語ではないが、平成 21 年 10 月に取りまとめられた「産業動物分野における適切な獣医療の提供体制の整備を図る上で留意すべき事項」(農林水産省獣医事審議会計画部会・産業動物分野ワーキンググループ)において定義されている。 (注: 基準書の利用の定義に記載している。)	4.3(管理獣 医師等の健 康管理指 導)
11-⑤	17.3	必須	抗菌性物質等薬物の残留管理	同上	休業期間は、畜産物の出荷において守らなければいけない重要なポイントであるが、基準では定義があいまいである。私は大きく4つの休業期間(この用語も法令によって少しずつ異なる)があると理解している。	管理点 17.3「抗菌性物質等薬物の残留管理」の適合基準中の「休業期間」という用語を「休業期間等」に改めるとともに、用語の定義において、「休業期間等」として、①休業期間、②使用禁止期間、③出荷制限期間および④使用制限期間の4つの期間を明記した。	17.3
11-⑥	—	—	—	同上	家畜飼育農場では伝染病が心配され、広範囲な知識が必要とされるので、JGAP 家畜・畜産物の審査員は、畜産関連に従事するかまたは経験のある獣医師に限るべきである。 指導員については獣医師でなくても良いが、畜産業に対する知識経験が数年以上あることが望ましい。	JGAP 家畜・畜産物に関わる指導員および審査員の資格要件等については、「JGAP 総合規則(家畜・畜産物)2017」で定めるとともに、指導員および審査員の養成研修の実施等について目下準備中である。	

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)	
	管理点 番号	レベル	管 理 点			対 応	管理点番号
					JGAP 家畜・畜産物においては、畜産関連の知識だけではなく、畜産物の安全衛生のほかアニマルウェルフェアや環境保全、労働安全等いろいろな知識が要求されるが、獣医師は法律の専門家ではなく、これらの分野に対して十分な知識を持った獣医師は、ほとんどいないので、勉強する必要がある。 また、JGAP 家畜・畜産物の指導・審査においては、農産物の審査等と異なり、防疫服・手袋・マスク・長靴の着用や、消毒の実施等、家畜伝染病の侵入防止対策上、所要のコストがかかるが、農場が支払う審査費用についてこれらのことを考慮する必要がある。		
11-⑦	—	—	—	同上	審査員が畜産農場に入るためには少なくとも前後 24 時間は他の畜産農場に入ることができない。また、人がインフルエンザ等にかかった場合も豚や鶏農場に入ることはできない。	審査員・指導員が畜産農場に入る場合のダウンタイムや防疫対策等については、飼養衛生管理基準等に基づき、適切に対応することとしている。	
11-⑧	—	—	—	同上	JGAP と農場 HACCP との相違、JGAP と GlobalGAP の相違について説明がないので、農場 HACCP 認証農場や認証取得のために努力している農場に対してそれぞれの基準との相違点を分りやすく説明する必要がある。	農場 HACCP 認証制度との関係については、農林水産省やその運営事務局を務めている(公社)中央畜産会と十分に連携しながら対応しているところである。 なお、本基準書においては、特定の GAP 等との関係について取り上げてはいないが、総合規則(家畜・畜産物)において特定の他の GAP 等との差分認証等について定め、普及状況等を踏まえながら必要に応じて対応可能なしくみとしている。	
11-⑨	—	—	—	同上	JGAP 認証をとれば、2020 年東京オリンピックに食材として使ってもらえるのか、それを IOC から約束されているのか、そのことについての文書があるのか私は知らないで、あったら教えて欲しい。	「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード」における持続可能性に配慮した畜産物の調達基準では、その要件として、①食材(畜産物)の安全の確保、②環境保全に配慮した畜産物生産活動の確保、③作業者の労働安全の確保、及び④快適性に配慮した家畜の飼養管理について適切な措置が講じられていることを求めており、それを満たすものとして JGAP が記載されている。	
11-⑩	—	—	—	同上	畜産農場が JGAP 認証をとっても、牛の枝肉は BSE 法により耳票による流通管理がされているが、枝肉以外のレバー等は流通管理はされていない。豚や鶏はもっと区別がされていない。冷蔵庫や運搬車や牛乳工場に分けることなどは JGAP では基準にないが、ここが重要なポイントであると思う。流通や加工の段階での基準がなければ個々の畜産農場が個々に JGAP 認証をとっても意味がない。	JGAP 家畜・畜産物は、畜産農場における管理点と適合基準を定めたものであり、流通段階における事項は、本基準書の適用範囲に含まれない。 なお、流通・加工段階における対応については、農林水産省、中央畜産会等で別途検討が進められている。 なお、流通・加工段階を含め、フードチェーンにおけるコミュニケーションを通じて食品安全に関わる情報を共有することは重要と考える。	

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)	
	管理点 番号	レベル	管理点			対応	管理点番号
11-⑪	—	—	—	同上	JGAP では各基準について農場が確認したことを文書を残すことが義務とされていないが、もう少し明確に農場の基準確認の間隔や文書(日付や担当者と責任者の署名のある)が必要ではないか。	管理点のうち、必要と思われるものについては、文書化、記録付けを要求しており、認証審査においては、それらを確認するしくみとしている。	
11-⑫	—	—	—	同上	たい肥中の農薬等の残留が問題となっているので、何らかの対策が必要である。	「たい肥」は、本基準書の適用範囲に含まれない。(注:たい肥は、本基準書の対象となる「商品」ではない。)	
12	5	必須	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼育管理指針」に基づいた対応	個人	5.1 の管理点「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼育管理指針」は、アニマルウェルフェアに係る欧州、北米の取組み、さらに OIE (国際獣疫事務局) のガイドライン等の国際的な動向について検討し、アニマルウェルフェアに適切に対応した採卵鶏の飼養管理を実施するための指針としてとりまとめ、公表されたものと承知しており、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が考慮し、実行するために極めて重要で適切な内容となっている。従って、本案について賛成する。		7(アニマルウェルフェア)
13	17	必須 又は 重要	動物用医薬品等の管理	個人	畜産に抗生物質・ワクチン等を投与していることが世に耐性菌を生んでいる。また、抗生物質を投与された畜産動物の糞尿を有機肥料として使うことにより、土壌に耐性菌を生み、有機野菜が危険なものになっていると言われている。 したがって、畜産動物に対する抗生物質、抗菌性飼料添加物、ワクチンの投与、使用を例外なく禁止する事を求める。	動物用医薬品、抗菌性飼料添加物については、関係法令に基づいて、安全性等が確認されたものが使用を認められている。その承認等に当たっては、使用基準が定められており、その基準に従って使用することとされている。さらに、薬剤耐性菌に関する人への影響についても、食品安全委員会がリスク評価を実施し、評価結果に応じて、リスク管理措置が講じられ、適正に使用されることになっている。 このため、基準書では、17 章で「動物用医薬品等の管理」を管理点として、抗菌性物質の慎重使用、抗菌性物質等薬物の残留管理等を適合基準として定めたとところである。	17
14-①	4.2~4.5	努力	食品安全上及び家畜衛生上の危害要因の評価、抽出対策・ルール・手順の決定、実施、実施記録、検証	養豚農場従事者	4.1 で生産工程および資源の文書化が必須項目となっているが、それに対する危害の特定・リスク評価に関する項目が努力項目となっており、農畜産物の安全を担保する上で不十分であるので、4.2~4.5 についても 4.1 同様に必須項目とすべきである。	管理点 4.2~4.4 を「必須」に、また、4.4.1 及び 4.5 を「重要」にそれぞれ修正した。	6.2~6.5(食品安全上および家畜衛生上の危害要因の評価、抽出、対策・ルール・手順の決定、実施、実施記録、検証)
14-②	17.2	重要	抗菌性物質の慎重使用	同上	17.2 の抗菌性物質の使用についての管理レベルが「重要」となっているが、抗菌性物質の使用低減および薬剤耐性菌問題の重大性から、管理レベルは「必須」とするべきである。	(前記1-⑨に同じ。)	17.2 17.4
14-③	26.1	必須	敷料の調達	同上	敷料はどこまでが範囲となるか明確になっていないので、敷料の定義(材質・使用方法・確認場所等)を明確にすべきである。	「敷料」は、一般的に、牛床に敷く稲ワラ、オガクズ、モミガラ、砂等の総称を言い、平飼鶏舎等でも使用される。 なお、畜舎の床に敷かれるスノコ、金属メッシュ等は、敷	26.1

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)		
	管理点 番号	レベル	管理点			対 応	管理点番号	
							料には含まれない。 上記を用語の定義中「敷料」として追記した。	
15	15	必須	飼養衛生に関する管理	JGAP 審査員	鳥インフルエンザ、口蹄疫等の法定伝染病のパンデミック・危機管理 想定を回収テスト(10.1.5)に準じた形で提案できないか。 ・訪問者への注意喚起 11.10 ・作業者の安全面 14.1、 ・死体処理 21.1		管理点 15.1「飼養衛生管理基準の遵守」の次に 15.2 として 「家畜伝染病が発生した場合の対応」を新たな管理点として 設けた。(注:これに伴い、管理点 15.2「管理獣医師等の 健康管理指導」は 15.3 に移動した。)	4.2(家畜伝 染病が発生 した場合の 対応)
16	5	必須	「アニマルウェルフェアの考え 方に対応した飼育管理指針」 に基づいた対応	個人	アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に関するチェ ックリスト(附属書 I)の項目はいずれもアニマルウェルフェアにおい て基本的かつ実現容易なものであり、これに対応しない項目があるよ うでは、本適合基準をアニマルウェルフェアを含めた適正農業規範と 呼ぶことはできない。適合基準案では要件を単に「チェックリストを 活用して、飼養環境の改善に取り組んでいる。」としているが、これでは 客観的な基準がなく、審査員が恣意的に判断してしまう。 このため、チェックリスト(附属書 I)の項目を原則すべてレベル「必 須」ないしは「重要」とし、グローバル GAP のように 1 項目ごとに審査 すべきである。	(前記1-④および1-⑧に同じ。)		7(アニマル ウェルフェ ア)
17	5	必須	「アニマルウェルフェアの考え 方に対応した飼育管理指針」 に基づいた対応	個人	輸送と屠殺についての項目が無いことから、輸送、屠殺時に動物が暴 力的な扱いがされないよう、OIE と同等の基準を設けること	(前記1-②および1-③に同じ。)		7(アニマル ウェルフェ ア)
18-①	1.3 3.4 4.2	努力 努力 努力	農場管理の仕組みの文書化 計画と実績の比較 食品安全上および家畜衛生 上の危害要因の評価	個人	計画も重要であるが、実効性、実施の見直しも同等に重要であるの で、1.3、3.4 及び 4.2 のレベルを「必須」とすること	(前記1-①に同じ。)		1.3 3.4 6.2(食品安 全上及び家 畜衛生上の 危害要因の 評価)
18-②	5	必須	アニマルウェルフェア (輸送)	同上	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」には、輸送 が含まれないため、別途輸送についての項目を作成し、「必須」にす るとともに、下記を明記すること。 ・搬入から輸送までの時間が8時間以内であること。 ・豚、牛の場合は、農場主が運搬を行うこと。 ・鶏の場合は認定された運搬業者により行われていること。 ・積載前の動物の状態、輸送の際の檻又はコンテナを確認すること。 ・上記を文書で確認、記録すること。	(前記1-②に同じ。)		7(アニマル ウェルフェ ア)
18-③	5	必須	アニマルウェルフェア (と殺)	同上	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」には、と畜 が含まれないため、別途と畜についての項目を作成し、「必須」にす るとともに、下記を明記すること。	(上記1-③に同じ)		7(アニマル ウェルフェ ア)

受付 番号	パブリックコメント版			提案者	問題点・疑問点・改正提案	公表版(赤字の管理点番号は、管理点の移動に伴う変更後の番号)	
	管理点 番号	レベル	管 理 点			対 応	管理点番号
					<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場から生産者に対し、皮膚の病変のグレードや内臓の肺のグレードや情報をフィードバックするシステムがあること。 ・到着時の羽や足、死亡鶏の数について、各鶏舎又は群れごとにと殺場から生産者に対するフィードバックシステムがあること ・死亡鶏は0.5%以下、足のダメージは1.5%以下、羽のダメージは0.2%以下であること。 		
18-④	5	必須	アニマルウェルフェア (空気の汚染度)	同上	<p>鶏の顔の位置で測定された空気中のアンモニア濃度の最高値はGlobalGAPIに準拠すること。</p> <p>二酸化炭素濃度の最低値を明記し、数値はGlobalGAPIに準拠すること。</p> <p>空気の状態の測定および管理は、アニマルウェルフェアだけでなく、従業員の健康管理にもつながる。</p>	(上記1-⑤に同じ)	7(アニマルウェルフェア)
18-⑤	5	必須	アニマルウェルフェア (環境エンリッチメント)	同上	<p>一人の管理者が膨大な数の動物を管理する現代の畜産業において行動エンリッチメントは難しいものの、日中の多くを動き続ける動物を飼養するうえで、掘る、噛む、つつく等の目新しく気を紛らわせるための環境エンリッチメントを行わなくてはならないことを明記すること。</p>	(上記1-⑥に同じ)	7(アニマルウェルフェア)
18-⑥	5	必須	アニマルウェルフェア (動物の淘汰方法)	同上	<p>動物に対する暴力的な行為は、アニマルウェルフェアを著しく低下させ、消費者を裏切る行為であるため、動物を淘汰する際の方法(安楽殺)および淘汰方法についてトレーニングされた人員を配置することを明記すること。</p>	(上記1-⑦に同じ)	7(アニマルウェルフェア)
18-⑦	5	必須	アニマルウェルフェア (管理指針の遵守状況の明確化)	同上	<p>「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」は、アニマルウェルフェアの基礎的なことのみが記載され、現在の日本の畜産では難しいと考えられるGlobalGAPに則した数値規定はない。基礎的な最低限の基準であるこのチェックリスト(附属書I)に「いいえ」がつくことを想定すべきではなく、チェックリストの全項目が「はい」であり、その状態を「継続している」とすること。</p>	(上記1-⑧に同じ)	7(アニマルウェルフェア)
18-⑧	17	重要	抗菌性物質について	同上	<p>欧米では抗菌剤の成長促進目的での使用は禁止され、さらに予防目的でも禁止となりつつある。</p> <p>日本も2050年には1000万人が薬剤耐性菌により死亡するというレポート等の薬剤耐性の問題を重視し、JGAPで認証する際は、予防目的での使用も廃止することを促進するべきである。</p>	(上記1-⑨に同じ)	17
18-⑨	—	—	—	同上	<p>日本の指針(アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼育管理指針)を基準にして認証を与えても、消費者にとっては何の価値もない。</p>	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」は、畜産農家においてアニマルウェルフェアに十分配慮して家畜を飼養管理することを含め、健康な家畜を生産する趣旨で定められているものであり、消費者の利益にもつながるものとする。	

以上